

海老名災ボラの今後の活動（5月以降～）についての提案

2020年5月18日 海老名災ボラ：福田博。ご意見のある会員は福田まで連絡をお願いします。
メール hiroschi615@jcom.home.ne.jp 携帯 090-2160-4352 FAX 046-233-4529

(1) 「新型コロナウイルス感染症」に対する警戒心を緩めず、「お互いの命を守って」いきましょう！

5月14日に39県で「緊急事態宣言」が解除されましたが、8都道府県では緊急事態宣言（5月31日まで）が継続されています。お互いの命と健康を守るために、次のことを進めましょう！

- ①マスク着用・咳エチケット、こまめに手洗いを実行しましょう！
- ②「3つの密」（換気の悪い密閉場所、多数が集まる密集場所、密接した会話）を避けましょう！
- ③感染症への罹患を体感したら、海老名市コールセンター⇒医療機関に、早めに相談しましょう！
- ④医療機関や社会生活維持のために働いている人々に「感謝の心」を持ち、激励していきましょう！
- ⑤デマ情報に振り回されることなく、感染した人々への非難や差別に加担しない「思いやりの心」を！

(2) 感染症拡大の中での海老名災ボラの活動（中止と延期）（4月～5月）

① 5月30日に予定していた2020年度総会が開催できなくなった

3月の時点では「3蜜」を避ける形で、定例会と総会（5月30日予定）を準備していた。4月7日に「緊急事態宣言」が発令され、県の方針を受けて海老名市の公共施設は8月31日まで臨時休館となった。

4月のJA女性部主催の防災講演会は中止、5月下旬「災ボラネットワークだより」発行も中止した。

② 会計監査を「従来の対面方式」ではなく、「郵送・持ち回り方式」で5月初旬に終了した

4月26日に予定していた会計監査（会計と会計監査が集合して行う従来方式）は4月7日の緊急事態宣言の発令を受けて、感染防止のために中止した。松井会計が領収書など関係書類を郵送で会計監査に送り、それを基に電話（メール）で会計監査を終了した（5月8日）。

(3) 今後の活動の方向についての提案（2020年5月以降～）

① 「総会議案書（案）」の作成、会員意見の聴取、「議案への反映」（5月～6月）

上記（2）の活動を踏まえて、総会議案書（案）を作成し、メーリングリスト・個別メールやFAX・郵送・電話などで、議案書（案）への会員の意見を聴き、議案に反映させる。

② 「書面議決」方式による総会議案の決定（6月頃）

総会が開催できる状況が無い場合（緊急事態宣言の解除がなく、公共施設の休館継続）に、議案書に対する会員の賛否を「書面」（メーリングリスト・個別メール、FAX、郵便物など）で実施するつもりです。

③ 会員内部ではメールなどを活用した活動とともに、「3蜜」を避けた活動を今後も継続する

●新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、かなりの長期にわたることが予想されます。会員相互の情報共有ではメーリングリストへの登録の推進、ホームページ・個別メール、FAX・電話などの活用を進めます。

●会員が市民と共に行う活動では、「3蜜」（密閉・密集・密接）を避けた形で実施したいと思います。

(4) 2020年度の海老名災ボラ会費の納入について：郵便局の災ボラの預金口座へ「振込」を！

個人会員 2000円（2口）、賛助会員 1000円（1口）、団体会員 3000円（3口）（手数料を含まず）
A) 「ゆうちょ」銀行に「自分の口座のある方」（ない方は作成をお願い！）ATM利用なら手数料は無料。

名前：「海老名災害ボランティアネットワーク」口座（記号）10260 口座番号26642751

B) 他の金融機関から郵便局の海老名災ボラの口座へ振込む場合：名前は上と同じ。

【店名】〇二八、【店番】〇28、【預金種目】普通預金、口座番号2664275

★これに関する説明は裏（次頁）にあります。

★海老名災ボラの会計管理（入出金）は、ATMが利用できるものに移行する提案

会計（松井）⇒代表（福田）による提案

【提案1】新型コロナウイルス感染症拡大防止対策から、ATMを利用できる会計管理（入出金）に移行する

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染者数は、4月中旬以降、減少傾向にあるが、いつまた感染拡大（第2波・第3波～）が起こるかもしれない状況にある。そのため、人と人の接触の機会を減らし、飛沫感染などによる感染拡大を防止することが政府や自治体からも要請されている。
- ② 今後は、対面型方式を出来るだけ避ける方向なので、金融機関のATM（現金自動受け払い機）を利用した入金・出金の方向に移行していかざるを得ない。新型コロナウイルス感染症に対する全国民一律の給付金10万円にしても、金融機関の口座に振り込まれるので、国民が金融機関に口座を持つことが必要になっている。
- ③ 昨年度（2029年度）まで、会費の納入や会員に対する交通費・諸経費などの支払いは、総会や定例会の時に、「対面して現金を受け払い」することが多かった。総会や定例会で会えない人については、（副次的に）ゆうちょ銀行口座や他の金融機関の口座を利用していた。

【提案2】現在、海老名災ボラの「ゆうちょ銀行の口座」は、普通預金口座（通帳あり）と、振替口座（通帳は無く、振替受払通知票が郵送される）の2つがある。今後は、振替口座を中止し、普通預金口座（通帳あり）だけにする。特に「ゆうちょダイレクト」利用申込をすれば、さまざまな照会（入出金など）や送金・振込などが、パソコンやスマホで出来るようになる。それによって、会計の事務管理（入出金）の適正化・省力化を進めることが可能になる。

●海老名災ボラの「ゆうちょ銀行の普通預金口座」：記号10260 番号26642751⇒継続
他の金融機関から普通預金口座に振り込む場合（1頁目）を参照。

●海老名災ボラの「ゆうちょ銀行の振替口座」記号0027-7-口座番号12155 ⇒中止

【具体例】

- ①振替口座は、通帳がなく、振替受払通知票が送られてくるだけなので、振替受払通知書を紛失・不明の事項がある場合、郵便局に行き調査してもらうのに時間と手数料（過去に事例あり）。
- ②振替口座はATMとは接続していないので、ゆうちょ銀行の窓口を利用するしかない。2000円の個人会費を支払う場合、手数料540円を支払うことになる。
- ③振替口座に入金があった場合、振替受払通知票が送られてくるが、2020年4月1日からのゆうちょ銀行の改正で、通知料として110円を取られることになった。2000円を振替口座で送金した場合、海老名災ボラの振替口座には1890円しか入らないことになる。（既にゆうちょ銀行の振替口座を利用して、会費を支払った方は役員からの連絡が遅れたので、そのまま結構です）